

交野市内の開発に係る皆さま

## 交野市開発指導要綱の改正について（お知らせ）

交野市開発指導要綱について令和6年4月1日より改正を予定しております。

主な改正点は下記に表記いたしますが、多発する甚大な災害による防災面での関連法令の改正などによるもの、ライフスタイルの変化などにも対応するもの等、時代と共に変化する部分等を主な改正点とし、まちづくりの活性化、新たな生活様式への対応を目指したものとしております。

交野市開発関係事業者の皆様におかれましては改正した開発指導要綱をご確認いただき内容をご理解くださいますようお願いをいたします。

### 記

#### 1、主な改正内容（一例）

- ① 開発指導要綱の適用範囲
- ② 中高層建築施工基準の見直し
- ③ 避難通路の見直し
- ④ ブロック塀の高さの見直し
- ⑤ 建築協定について
- ⑥ 工事保証期間について
- ⑦ 集会所設置基準について（構造・階層）

※この他改正点につきましては開発指導要綱（令和6年4月1日施行）をご確認ください。

#### 2、新しい開発指導要綱の運用について

新しい開発指導要綱の運用は令和6年4月1日からの施行となりますので、4月1日を基準日とします。4月1日以前の事前協議などの案件につきましては旧開発指導要綱が適用されます。スケジュールによる運用方法にご不明な点がございましたら開発調整課までご連絡をお願いいたします。

以上

交野市都市計画部開発調整課  
072-892-0121（交野市役所代表番号）  
内線 503